

土地利用型園芸産地拡大サポート事業に係るベジタブル・プランナー業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

県では、収益性の高い農業を実現するため、本県農地の8割を占める水田を有効活用した土地利用型園芸(露地野菜)の生産拡大を推進している。

これまでに育成してきた土地利用型園芸産地を価格競争力のある大規模産地にしていくためには、需要の変化に対応し安定的な販路を確保することが重要であることから、本業務では、新たな品目の導入に向けたセミナーや商談会等を開催し、産地の生産拡大と経営の安定化を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名 土地利用型園芸産地拡大サポート事業に係るベジタブル・プランナー業務
- (2) 業務内容 別紙「土地利用型園芸産地拡大サポート事業に係るベジタブル・プランナー業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9(2027)年2月26日(金)まで
- (4) 委託料上限額 5,237,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及び
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県農政部生産振興課 水田農業改革班 水田改革チーム
TEL:028-623-2279
電子メール:seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 栃木県指名競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30条)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の日程及び手続き

(1) 実施スケジュール

令和8(2026)年5月22日(金)	実施要領等の公表(公募開始)
令和8(2026)年5月27日(水)正午必着	実施内容等に関する質問受付期限
令和8(2026)年6月1日(月)15時必着	参加表明書の提出期限
令和8(2026)年6月8日(月)15時必着	企画提案書の提出期限
令和8(2026)年6月16日(火)	プロポーザル審査会
令和8(2026)年6月19日(金)(予定)	選定結果の通知・公表

(2) 実施要領等の配布

- ① 配布期間：令和8(2026)年5月22日(金)～6月1日(月)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- ② 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ(入札・公売)からダウンロードできる。
※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式1)により提出すること。なお、本要領及び仕様書に関する内容以外の質問については受け付けない。

- ① 受付期間：公募開始～令和8(2026)年5月27日(水)正午必着
- ② 提出方法：電子メールにより提出すること。(送付先は2(5)に同じ)
※提出後は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
- ③ 回答方法：回答は質問書を提出した者に対し、電子メールにより回答するとともに、栃木県ホームページ(4(2)②のURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- ① 提出期限：令和8(2026)年6月1日(月)15時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- ② 提出書類
(ア)参加表明書(様式2)
(イ)参加資格確認書(様式3)
(ウ)統括責任者及び担当者(様式4)
- ③ 提出方法：電子メール又は郵送により提出すること。(送付先は2(5)に同じ)
※提出後は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年6月5日(金)までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請

参加表明書の提出者に対して、本要領3に定める参加資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果及び企画提案書の提出要請を電子メールにて通知する。

(6) 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書を提出すること。

① 作成方法：仕様書及び以下のア～エに基づき作成し、提出すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則 A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。なお、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体スケジュール

(ウ) 業務遂行実施体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記）

ウ 企画提案書は 1 者 1 提案のみとする。

エ 企画提案の内容は、見積の範囲で実現可能なものに限る。

オ 企画提案書の提出部数は 9 部（正本 1 部、副本 8 部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

② 提出期限：令和 8（2026）年 6 月 8 日（月）15 時必着

③ 提出書類：企画提案書（様式 5）

④ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。（送付先は 2（5）に同じ）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い等

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 県は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

サ 本プロポーザルの参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。なお、書類審査で足りると選定委員会委員長が判断した場合は、プレゼンテーションを実施しないこともある。その場合は、参加者に対し別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づきプロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3) で各委員から1位の評価を最も多く得た者を契約候補者として選定する。

イ 各委員から1位の評価を得た数が同数の者があった場合には、合計順位数が最も小さい者を契約候補者として選定する。

ウ 各委員から1位の評価を得た数が同数かつ合計順位数が同数の者があった場合には、委員長から高い評価を得た者を契約候補者として選定する。

エ 各委員による評価点数の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積額が2(4)の委託料上限を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、契約候補者の名称を栃木県ホームページ(4(2)②のURL)に掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った後、改めて契約候補者から見積書を徴収し、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した

辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。